

議案第 37 号

関市留守家庭児童教室条例の一部改正について

関市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 3 月 2 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

留守家庭児童教室の入室の資格及び使用料の特例に関する規定を設けるため、この条例を定めようとする。

## 関市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例

関市留守家庭児童教室条例（平成15年関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の3項を加える。

(入室の資格の特例)

- 2 児童教室に入室できる者は、第4条の規定にかかわらず、令和2年3月26日までの間は、関市小学校及び中学校の設置等に関する条例に規定する小学校に就学する第1学年から第3学年までの児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいないもの（市長がこれらと同等と認めた者を含む。）とする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

(使用料の特例)

- 3 第9条第1項本文に規定する使用料の額は、別表第1の規定にかかわらず、令和2年3月26日までの間は、次のとおりとする。

区分	使用料（円）			
	午前8時から 午後5時まで	午前8時から 午後6時まで	午前8時から 午後6時30 分まで	午前8時から 午後7時まで
3月3日から3月26日まで	8,000	10,000	12,000	15,000

- 4 同一世帯に属する2人以上の留守家庭児童に係る使用料の額は、第9条第1項ただし書の規定にかかわらず、令和2年3月26日までの間は、次の使用料の額に2人目以降の児童数を乗じて得た額に、前項の使用料の額1人分を合算した額とする。

区分	使用料（円）			
	午前8時から 午後5時まで	午前8時から 午後6時まで	午前8時から 午後6時30 分まで	午前8時から 午後7時まで

3月3日から3月26日まで	6,000	8,000	10,000	13,000
---------------	-------	-------	--------	--------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後に受ける児童教室の入室の許可に係る児童から適用し、同日前に受ける児童教室の入室の許可に係る児童については、なお従前の例による。